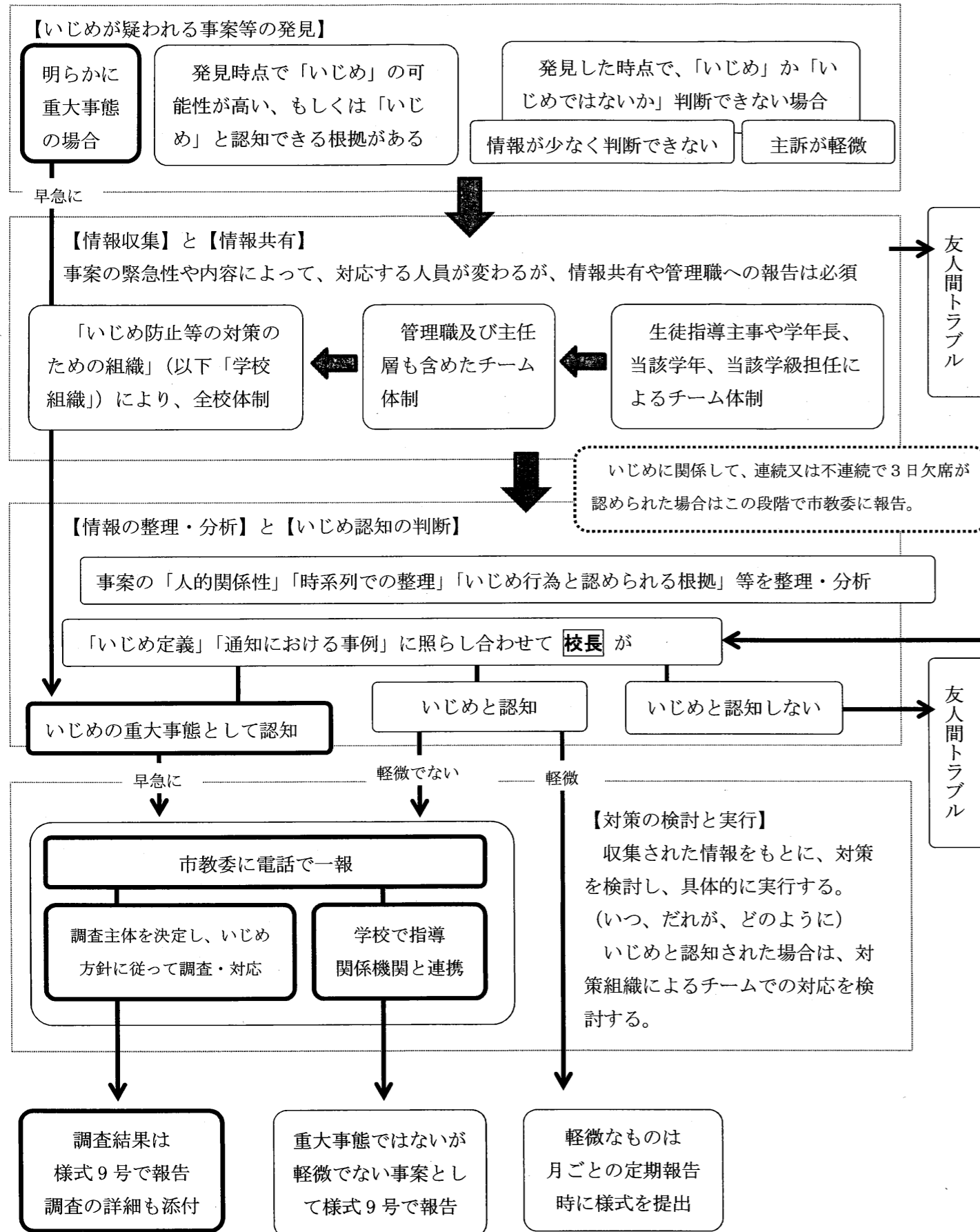


いじめ認知にかかわる共通確認事項

1 いじめ認知から報告まで



【いじめ定義】と【事例】に照らし合わせた判断のために

(定義)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条第1項）」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめの定義の4つの要素】

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(重大事態)

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の意味>

ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。等を想定

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(いじめ認知)「平成27年8月17日付 27初児生第26号」

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて

- 1 いじめ認知に対する考え方
- 2 見直しに当たり留意すべき点

(別添2)

- 事例1 初期段階やごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても認知
- 事例2 本人が否定しても判断できる
- 事例4 「けんか」と早急に判断しない 表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握。被害者の訴えをはじめ、威圧を受けるなどいじめと認知できる状況